

2019年2月10日

嬉野市政治倫理審査会・吉田一穂会長様

論点整理

請求代表者「嬉野をよくする市民の会」代表
宮崎誠一

請求者側の主張を以下取りまとめる。

(1) 会食の相手方は、建設・新幹線課まちづくり推進室が所管する業界関係者であり、利害関係者である。

(2) 会食の相手方は、茶師アニメやセグウェイ導入などについて市の業務に関わることを期待していた営利企業を中心であり、客観資料では契約を申し込もうとすることが明らかとまでは判断しかねる。しかし、**市職員 A** は6月の訪問時に企画推進や予算措置に前のめりな発言を繰り返しており、提案書も共有され、会食にも各種提案があったとLINEのやり取りで示唆されている。従って、利害関係者ではないとは言えない。

(3) 対価として自費で購入したお茶を持参したという主張について、証言以外に何ら事実を証しておらず、認められない。会食のコストにおいては、何よりお台場の会員制リゾートホテルの最上級客室が会場であった件を無視しており、到底容認できない。1回きりの会食だとしても、社会通念上相当だったとは断じて言えない。写真がすべてを物語っている。

(4) 会費制ではなく、立食形式でもない会食と分かったのに引き返さず、市職員が参加していることを注意もしなかった。「李下に冠を正さず」という公務員・政治倫理上の鉄則を破り、会食に参加しただけではなく、2人が宿泊することをも容認した。嬉野市のトップとして、政治倫理条例上の重大な抵触行為である。

(5) 9月中旬以降、複数筋から問題を指摘され、当初は認めていたのに、全面否認に転じ、未だ市職員の処分も行っていない。政治倫理上の責任を問う。

(6) 10月にフェイスブックへの会食写真を転載した市民に対して、鬼橋正敏弁護士を通じて恫喝まがいの内容証明郵便を送り付けた件について、市長としてふさわしい行為だったかを問う。

(7) 政治倫理審査会において、鬼橋正敏弁護士を代理人として、弁明書を乱発したため、正常な審査を妨げた。当初の請求代表者だった市議2人に対して「政治闘争」などと誹謗中傷した件は容認できない。謝罪を求める。

(8) 事務局運営が偏向し、請求者側の主要資料を傍聴者に開示せず、また適切に委員に渡すのを怠った。また、請求者に対して村上市長側の文書を迅速に渡していない。強く抗議するとともに、今後とも法に触れないよう配慮しながら資料の自主開示を行う方針を改めて表明する。

以上